

○ 交通警察における技能指導員の運用要領の改正について

平成 24 年 3 月 28 日交企乙達第 37 号、
交指乙達第 26 号、交規乙達第 9 号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 1 平成 16 年 12 月 27 日付け務甲達第 242 号「石川県警察の技能指導員に関する要綱の制定について（通達）」

対号 2 平成 17 年 3 月 14 日付け交企甲達第 17 号、交指甲達第 16 号、交規甲達第 8 号「交通警察における技能指導員の運用要領について（通達）」

交通警察における技能指導員の運用要領について、次のとおり改正するので、各所属にあっては、遺漏のないように期されたい。

なお、対号 2 については廃止する。

記

1 趣旨

交通実務に関し優れた専門的スキル・知識を有する者を技能指導員に指定し、その専門的スキル、知識を次世代へ伝承することにより、優秀な職員の育成を図るものとする。

2 技能指導員の名称

交通部における技能指導員は、交通事故事件等捜査技能指導員及び交通規制・管制技能指導員（以下「交通技能指導員」という。）をもって充てる。

3 交通技能指導員の配置

交通技能指導員は、交通部長が必要と認める警察本部内の所属及び各警察署に若干名を配置するものとする。

4 交通技能指導員の指定等

(1) 推薦

所属長は、所属職員のうち、石川県警察の技能指導員に関する要綱（以下「要綱」という。）の基準に該当し、真に適格性を有する警察職員と認めた場合は、技能指導員候補者として交通技能指導員候補者推薦書（別記様式第 1 号）により、業務担当課長を経て推薦するものとする。

(2) 指定

交通部長は交通技能指導員を指定するときは、石川県警察交通技能指導員指定書（別記様式第 2 号）を交付して行うものとする。

(3) 交通技能指導員名簿の作成等

要綱に定める技能指導員名簿は、交通企画課長が作成保管し、関係所属長に通知するものとする。

5 交通技能指導員の心構え

交通技能指導員は、交通警察実務に関する技能を後継者に伝承するという自覚と誇りをもって、積極的に技能の伝承に当たるほか、自己の研鑽に努め、技能指導官との連携を密にし、交通警察全体の底上げを図るよう心掛けるものとする。

6 交通技能指導員の職務

交通技能指導員の職務は要綱第4に定めるもののほか、種別により次のとおりとする。

(1) 交通事故事件等捜査技能指導員

ア 交通事故事件等のうち、基本書式例適用事件についての指導・教養

イ 交通事故事件等の捜査経験の浅い捜査員に対する個別指導

ウ その他、所属長が必要と認める指導・教養

(2) 交通規制・管制技能指導員

ア 交通規制一般、道路協議、交通情報、駐車対策、各種許認可、交通管制、イベント対策等についての指導・教養

イ 交通事故防止、交通の安全と円滑化対策等を効果的に行うために「交通規制・管制」が効果的かつ重要であるかを自覚させる指導・教養

ウ その他、所属長が必要と認める指導・教養

7 任期

交通技能指導員の任期は、要綱に示された解除の事由に該当しない限り2年とし、再任は妨げない。

8 交通技能指導員の派遣

(1) 所属長は、交通技能指導員による指導・教養を必要と認めるときは、交通技能指導員派遣要請書（別記様式第3号）により、業務担当課長を経て交通部長に派遣要請するものとする。

(2) 交通部長は、交通技能指導員の派遣要請を受けたときに、関係所属長と必要な調整を行い、交通技能指導員を派遣するものとする。

(3) 交通技能指導結果報告

交通技能指導員は、専門的技能等により指導・教養を行った場合、及び毎年12月中に交通技能指導員状況報告書（別記様式第4号）により、業務担当課長を経て交通部長へ報告するものとする。

9 研修会等の開催

(1) 交通部長は、交通技能指導員の指導状況及び問題点を把握し、その運用状況を検証するとともに、必要に応じて随時指導・助言を行うため研修会、実戦塾等を開催することができるものとする。

(2) 所属長は、交通部が主催する研修会等に交通技能指導員の出席要請を受けた場合は、可能な限り便宜を図るものとする。

交 通 部 長 殿

(所 属 長)

交通技能指導員候補者推薦書

現 所 属		
階級、職名		
氏名(ふりがな) 生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳)	
種 別	交通事故事件等捜査	交通規制・管制
本人が有する専門的 技能等の概要		
勤務経歴等	拝命年月日	年 月 日
	専門的実務経験年数	年
	巡 査 (年 月～ 年 月) 巡査部長 (年 月～ 年 月) 警 部 補 (年 月～)	
賞 罰		
所属長意見		
その他参考事項 及び添付資料等		

※ 種別については、○で囲むものとする。

石川県警察交通技能指導員指定書

<p>(所属)</p>	<p>(氏名)</p>
<p>(階級・身分)</p>	
<p>(指定内容)</p> <p>石川県警察交通技能指導員（交通事故事件等捜査、交通規制・管制）に指定する</p>	
<p>年 月 日</p> <p>指定権者 交通部長 氏 名 印</p>	

交 通 部 長 殿

(所 属 長)

交通技能指導員派遣要請書

派遣日時	自 年 月 日 () 時 分 至 年 月 日 () 時 分
派遣先 (場 所)	
派遣要請 種 別	交通事故事件等捜査 交通規制・管制
指導・教養 対象者人数	
指導・教養 内 容	
備 考	

※ 派遣要請種別欄については、○で囲むものとする。

別記様式第4号

年 月 日

交 通 部 長 殿

交通技能指導員
(交通事故事件等捜査)
(交通規制・管制)

階級 氏名 印

交通技能指導員状況報告書

種別	日 時	場 所	対象者又は人員	指 導 内 容
職 務 遂 行 中 の 指 導				
集 合 教 養				
そ の 他				
達成度				
指導上の問題点				
その他参考事項				